

# パブリックコメント手続結果概要

## 1. 案件名

「交野市都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメントについて」

## 2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市都市計画部都市計画課  
(2) 所在地 : 〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号  
(3) 電話番号 : 072-892-0121

## 3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和4年12月26日（月）から  
終了 令和5年1月31日（火）まで  
※郵送は期間内の消印があれば有効  
(2) 結果周知手段 : 交野市ホームページ  
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、  
実施機関（都市計画部都市計画課）の窓口

## 4. 受付した意見等の件数

合計 4人の方から12件

## 5. 受付した意見等の内訳

- (1) 地区まちづくり及びコミュニティに係る考え方について 4件  
(2) 良好な都市環境・住環境について 2件  
(3) 個別取組に関連する事項について 2件  
(4) 公共交通に係る都市づくりの視点について 1件  
(5) 用語の定義について 1件  
(6) 都市計画マスタープランの評価基準について 1件  
(7) 都市計画マスタープランに掲げる取り組みの進め方について 1件

## 6. 意見等に対する考え方・対応

提出された意見の概要	意見に対する考え方・対応
前マスタープラン（2013年計画）では、歴史的経緯なども踏まえ5つの「地域区分」を設定し「地域別構想」が掲げられた。これは「交野市財産区」とも対応関係がある（くらじ=倉治、こうづ=郡津、きさべ=私部、ほしだ=星田、いわふね=私市・森・寺）。今回この地域別構想の必要性が薄れたということで見直しをされたが、「交野市財産区」もまた「都市づくりの方針」「地区まちづくり」へと移管されるのか？それとも都市計画マスタープランとは独立して、従来どおり住民福祉の増進等を実施するのか？	今回の地域別構想から地区まちづくりへの変更は、あくまでも従来からあるまちづくりの区域の見直しであり、財産区の区域を変更するものではありません。
新計画の「地区まちづくり」では、「地区レベル」=身近な暮らしの範囲（地区住民やそこで活動する人たちが空間的なまとまりを感じられる範囲）と定義している。これは住居表示上の30地区、「地区計画」上の22地区（市街化区域の星田山手地区等）、自治会の管理する地理的範囲など、市民（自然人・	地区まちづくりでは、「～活動する人たちが空間的なまとまりを感じられる範囲」としており、お示しされている住居表示上の30地区や自治会などの範囲だけではなく、課題に応じてそのコミュニティ（担い手）が変化することを想定しております。

<p>法人) が観念するさまざまな範囲を重層的に指すものか？</p>	
<p>「まちを育てる」担い手として自治会が例示されているが、自治会活動自身は全国的に低調といわれる。従来にない新コミュニティの創成も視野に支援するのか？</p>	<p>地区まちづくりでは、課題に応じてコミュニティ（担い手）が変化することを想定しておりますので、新たなコミュニティを創設するのではなく、既存のコミュニティ、例えば自治会や、それよりも小さなコミュニティである「隣近所」、大きなコミュニティである「校区コミュニティ」などに対し、支援をするものです。</p>
<p>教育面についてです。まちづくりとは少しかけ離れてしまっていますが、一意見として受け止めていただければと思います。ボランティアやコミュニティが豊富なことは承知ですが、若者に向けたコミュニティが少ないと思います。私も実際に交野市少年少女合唱団に所属しておりました。しかし高校を経て、卒団に至り、大学生になりました。大学生になった今は、交野とつながりを持つことが難しいと感じております。どうか大学生世代への学びの場(気軽な意見交友の場やコミュニティ)について考えていただければと思います。</p>	<p>確かに、交野市の強みの1つとして、まちづくりに関わる「人材」は豊富にいることだと思いますが、この人材の多くは経験豊富な高齢者の方で支えられていると思います。これからのまちづくりを進める上では、仕事や学業、子育て真っ最中の現役世代の方の意見を積極的に取り入れながら、「まちづくりの担い手」となってもらえるような「場」や「出番」づくりを検討していきたいと思います。</p>
<p>「地区計画制度や景観まちづくり計画などの活用により住宅地内の緑化など良好な住環境について、地域の実情にあったきめ細やかな住環境の整備に努めます。」の中で「住宅地などの緑化」に触れているが、「樹木の効果」として街の気温上昇の軽減が期待されている。以前調べた際に宮脇方式と呼ばれる方法で松山市では“「森のあるまちづくり」をすすめる会”がすすめられたことを知った。交野で進められないだろうか。ロスアンゼルスや東京で得られたデータなども興味深かった。市役所の駐車場の哀れな状態、市内にいくつもある「児童公園(?)」の緑化など、緑豊かな環境にできないものだろうか。</p>	<p>住環境の整備に掲げる住宅地内の緑化は景観へ配慮したものに加え、温暖化対策にも寄与するものと考えます。また、まちなかの緑の創出や環境の取組については、個別計画がございますので、頂きましたご意見を参考に、関係する所管課と共有し良好な住環境の整備に努めてまいります。</p>
<p>田や畑を造成して家が建てられています、10軒程度の小規模な開発が多く、ほとんどが袋小路になっています。      今後もこのような開発が続くと考えられます。      袋小路は1か所しか出入りするところがないため、このような開発が進むと人口は増えますが、既存の道路を人、自転車、自動車が利用することになり、開発された周辺の交通量が増えることとなります。      地域ごとに将来、田や畑が開発されたときに貫通する道路ができる整備計画を作成し、開発に当たってはこの計画に基づく道路の整備を義務付ける制度が必要と考えます。      また、防災上では、袋小路は避難経路が1か所しかなく、住民の避難、消防車や救急車などの緊急車両の進入が制限されます。      地域を貫通できる道路であれば、2方向に非難ができ、緊急車両も早く到着することができます。</p>	<p>市街化調整区域での新たなまちづくりにおいては、新たな市街地整備に向けた検討にもお示ししているとおり土地区画整理事業や地区計画制度を活用しながら安全な都市基盤整備に努めてまいります。      また、既存市街地での整備、特に道路整備につきましては、個別に道路築造等施工基準を定めております。この基準に基づき、良好な都市環境の形成に努めてまいります。</p>
<p>自然環境・景観形成の方針で、「活動団体との連携を図りながら」とあるが、具体策は？</p>	<p>自然環境や里山の保全については、第二次環境基本計画においても定めており、その各種施策の推進のために、活動団体、事業者、行政との取組</p>

	内容を共有する場の設定など、効果的な連携を図っていきたいと考えています。
<p>公園についてです。最近、オリンピックの影響もあり、スケートボードをする若者が増えております。しかし、身近にスケートボード場がなく、場所に困っています。私も実際にスケートボードを練習したいのですが、禁止されている場所が多く、なかなかできない状況にあります。さらにスケートボードの公園を設置することで、近隣地域からの集客も見込まれます。第二京阪の下などに、スケートボードができる公園を設置していただくことは可能でしょうか。ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>現状、市内の公園の規模や周辺的生活環境等を考慮すると新たにスケートボード場を設置することは難しいと考えます。しかしながら、今後、社会教育施設の改修など新たな整備を行う際には、頂きましたご意見を参考に、周辺環境を考慮しながら設置の可能性を検討したいと思います。</p>
<p>「都市づくりの方針」の中の都市施設整備方針の一つに、公共交通（バス交通）維持が掲げられている。しかし、新築住宅における自家用車保有は当たり前の景色であり、シニア世代も含めた日常の買い物やレジャー、子育て世代の保育所・幼稚園等への送り迎えなど、多様なライフスタイルや価値観を享受する上で、必須の手段となっている現実がある。これら市民の実数（自家用車保有世帯数と割合、利用目的、必要度等）を反映した都市づくりの視点も必要では？</p>	<p>昨今の地域公共交通とりわけ路線バスの取り巻く状況は、社会情勢の変化による利用者数の減少や深刻な運転者不足のみならず、燃料費の高騰などにより路線の廃止・減便をする地域が増えてきている現状があり、路線の維持・継続が非常に困難となっております。都市計画マスタープランで掲げる都市施設整備方針の1つである公共交通の維持は、こうした状況を鑑みて、交通弱者の方などに対する移動手手段の維持・継続とあわせて、脱炭素社会の実現策として掲げているものです。</p>
<p>「市民・事業者・行政」…用語の定義（市民＝その地区内で住所を有する者のほか、その地区内で働き、学んだり、事業を行う者、又は団体を表す）から、市民に事業者も含まれるのでは？</p>	<p>市民に事業者は含まれるものと認識しておりますが、本文中では主体（市民・事業者・行政）それぞれの役割を明確にするため、市民に併記して事業者を記載しているところもございます。</p>
<p>今回の都市計画マスタープラン自身の評価基準が不明。この計画の下に作成予定の個別計画の目標値等についてはチェック機能があるが、マスタープランそのものの思想や大枠が妥当なものであったかどうかを10年後、何で評価するのか？</p>	<p>今回の都市計画マスタープランの見直しにあたって、交野市総合計画基本構想の見直しと合わせて、市民意識調査を実施しており、本調査結果と事業等の進捗状況により今期都市計画マスタープランの評価とするものと考えています。10年後の見直しに際しても、同様な調査を実施し、その時点のマスタープランに記載の事業の進捗により評価をするものと考えます。</p>
<p>「自然遊歩道などによってネットワーク化を行い、市民のレクリエーションや環境教育、安らぎの場として活用が可能となるよう整備に努めます。」とあるが、第1次環境基本計画の実行組織に関与した立場から見れば、これまでも課題のはずだったと思うが、本当に実現するのか？ その進め方は？</p>	<p>都市計画マスタープランは今後の10年間を見据えた都市施設の整備方針であり、本マスタープランについては各所管課と調整の上それぞれの目標を掲げたものです。そのため、今後10年間のうち関係機関と調整を行った上で実現できるように努めてまいります。</p>